

令和5年

東部知多衛生組合議会  
第1回定例会会議録

令和5年2月9日（木）開会

令和5年2月9日（木）閉会

東部知多衛生組合

## 令和5年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

令和5年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、令和5年2月9日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

### 1 応招議員

1 番 早川高光	2 番 小山昌子	3 番 鷹羽琴美
4 番 三浦柱司	5 番 郷右近修	6 番 月岡修一
7 番 山下享司	8 番 間瀬宗則	9 番 鏡味昭史
10 番 渡辺 功	11 番 石川英治	12 番 都築清子

### 2 不応招議員

なし

### 3 出席議員

応招議員と同じ

### 4 欠席議員

不応招議員と同じ

### 5 開閉の日時

令和5年2月9日（木）午前10時00分 開会

令和5年2月9日（木）午前11時02分 閉会

### 6 説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 神谷明彦  
副管理者 田中清高 副管理者 山内健次 会計管理者 白濱 久  
事務局長 近藤恭史 総務課長 石濱周南 業務課長 久野尚志  
総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊 庶務係長 石咲美佳  
〈関係市町〉

大府市 市民協働部長 信田光隆 環境課長 富澤正浩  
豊明市 経済建設部長 伊藤正弘 環境課長 塚田 力  
東浦町 生活経済部長 原田英治 環境課長 新美英二  
阿久比町 建設経済部長 小野寺哲哉 建設環境課長 大岩峰雄

### 7 職務のため議場に出席した者

書記 近藤恭史 書記 石濱周南 書記 浅田貴志

### 8 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定

日程第 3	諸報告	例月出納検査の結果に関する報告について 定期監査の結果に関する報告について
日程第 4	議案第 1 号	東部知多衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の 制定について
日程第 5	議案第 2 号	職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について
日程第 6	議案第 3 号	令和 4 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	議案第 4 号	令和 5 年度東部知多衛生組合一般会計予算

○議長（早川高光）

皆さん、おはようございます。

令和 4 年度も残すところ 1 か月余りとなり、各市町におかれましては、3 月定例会を間近に控え何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

さて皆さん、ご存知のとおり、阿久比町長選挙で、田中清高阿久比町長さんが初当選を果たされました。誠にめでたうございます。本日、副管理者として議場に出席されておりますので、会議に先立ちご挨拶をお願いいたします。田中町長。

○阿久比町長（田中清高）

皆さん、おはようございます。

ただ今紹介いただきました阿久比町長の田中清高です。昨年 12 月 18 日から阿久比町長を務め、1 年半ほど経ちました。年末年始、知事選と慌ただしい日々を過ごして、漸く少し落ち着いてきました。今後もよろしく申し上げます。

東部知多衛生組合の事業は、住民生活に直結したものです。循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化、リサイクル、CO<sub>2</sub>（シーオーツー）削減等の様々な課題がありますが、皆さんと協力して、努めていきたいと思っています。

○議長（早川高光）

ありがとうございました。

会議に先立ちましてご報告をさせていただきます。

先程、議会運営委員会にて、一般質問について、一般質問通告及び欠席届の押印欄廃止に係る「議会運営に関する申し合わせ事項」の改正につきまして、ご了承いただきました。議員の皆様方には、改正の概要及び改正した「議会運営に関する申し合わせ事項」を配付いたしましたので、ご承知置きいただきますよう、よろしく申し上げます。

また、管理者から全員協議会の開催要望があり、先ほどの議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。定例会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。よって令和 5 年東部知多衛生組合議会第 1 回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めて参りますので、よろしく申し上げます。

ここで、管理者からご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、令和5年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から環境行政に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行することが決定しました。少しずつ今までの生活に戻っていくことになろうかと思いますが、季節性インフルエンザとの同時流行も現在懸念されます。引き続き感染症対策に力を入れてまいります。

さて、本日の定例会には4件の議案をご提案申し上げます。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただき、「令和5年度から7年度までの実施計画」及び「東部知多衛生組合事業継続計画」のご報告をさせていただきます。

議案等の内容は、順次ご説明させていただきます。どうかよろしくご審査の上、お認め賜りますよう、お願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、3番鷹羽琴美議員及び11番石川英治議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「諸報告」を行います。

私からご報告申し上げます。過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年7月分から12月分の例月出納検査の結果に関する報告が、また、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告がそれぞれ提出されましたので、お手元にそれぞれの報告書の写しを配布しておりますので、よろしくお願ひします。

日程第4、議案第1号「東部知多衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第1号「東部知多衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、

よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（近藤恭史）

議案第1号「東部知多衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を説明いたします。議案、関係参考資料をご覧ください。

本議案は、個人情報の保護に関する法律が本年4月1日から施行することに伴い、組合の個人情報の適切な管理等のため、制定するものでございます。

内容についてご説明いたします。

本条例は、4条から成っております。特に、第4条では、開示請求に係る手数料は無料とし、保有個人情報の開示に係る文書又は図画の写しの交付等に関する手数料の額等について規定しております。

また、附則といたしまして、第1条では令和5年4月1日から施行とする施行期日、第2条では東部知多衛生組合個人情報保護条例の廃止、第3条及び第4条では経過措置、第5条では東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正、第6条では東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正を規定しております。

以上で、議案第1号「東部知多衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。始めに反対の討論はありますか。

5番郷右近修議員。

○5番議員（郷右近修）

反対の討論をします。

従来の条例は個人情報の保護を求める世論から、自治体や事務組合が持つ住民の個人情報を保護する趣旨でしたが、今回引用される個人情報保護法は2021年5月に成立したデジタル関連法による改定で、国や地方自治体、事務組合のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものになっています。

当時の担当大臣は「国や自治体などが保有する有用な情報をオープンデータとして整備・公表したり、デジタル社会における基幹的なデータベースとして、多様な主体が参照できるよう整備していきます」と述べ、法案の狙いが特定の企業の利益のために地方自治体もつ大切な個人情報を利用することにあることを明け透けに語っています。

自治体や事務組合が独自に制定した個人条例保護条例はいったんリセットされ、独自の保護措置は法の範囲内で最小限になります。

東部知多衛生組合議会は自治体に比べると個人の利用やそのことによる個人情報の収集、保有の機会や分量はかなり小さいと思いますが、思想信条や社会的身分などを含む要配慮個人情報の収集、保有の原則禁止もなくなり、廃止される現行の条例よりも後退すると考えるためこの議案に反対です。

○議長（早川高光）

賛成の討論はありませんか。

6 番月岡修一議員。

○6 番議員（月岡修一）

賛成の立場から討論させていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、直接適用されることとなりました。

地方公共団体が保有する個人情報は多岐に渡り、データの数も様々です。情報量の多い少ないにかかわらず、適切に管理していくことは当然のことです。

東部知多衛生組合が本条例を制定することは、保有情報の数に関係なく、今後も法律と条例の両面から従前のおり適正に管理していくことの意志の表れであると判断できることから賛成の討論といたします。

○議長（早川高光）

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手多数です。よって、議案第1号「東部知多衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第2号「職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第2号「職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方公務員法の一部改正に基づき、東部知多衛生組合職員の定年等に関する条例を始めとする関係条例の整備が必要なため、条例を制定するものでございます。内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（近藤恭史）

議案第2号「職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」説明いたします。議案、関係参考資料をご覧ください。

本議案は、定年の引上げ、役職定年制の導入等に伴い、東部知多衛生組合職員の定年等に関する条例をはじめとする関係条例の整備が必要なためでございます。

内容についてご説明いたします。

本則といたしまして、第1条では東部知多衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、第2条では東部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、第3条では東部知多衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について、

第4条では東部知多衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第5条では東部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、第6条では東部知多衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止について、それぞれ規定しております。

附則といたしまして、第1条では令和5年4月1日から施行とする施行期日、第2条から第6条までは経過措置、第7条及び第8条では条例で定める職及び年齢について、第9条では条例で定める職等について、第10条では定年前再任用短時間勤務職員の経過措置、第11条では地方公務員法の規定により条例で定める年齢、第12条では経過措置について、それぞれ規定しております。

なお、附則第11条の規定については、公布の日からとします。

以上で、議案第2号「職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。よって、議案第2号「職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第3号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第3号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し議会に提出するものです。議案の第1条第1項にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,106万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,774万円とするものです。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川高光）

事務局長。

○事務局長（近藤恭史）

議案第3号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の内容を説明させていただきます。

議案の表紙をご覧ください。第1条第1項、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,106

万円を増額し、予算総額を26億7,774万円とする増額補正です。

続きまして、5ページをご覧ください。歳入から事項別に説明します。

補正予算第1号の概要と併せてご覧ください。

1款1項1目負担金は、7,221万6,000円の減額です。歳入で財産収入、繰越金の増額により、歳出での増額分を上回ったためです。また、組合市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりです。

2款1項3目温水プール使用料は、157万3,000円の減額で、温水プール年間入場者数が7,000人ほど見込みを下回ったためです。

3款2項1目生産品売払収入は、1,200万円の増額です。これは不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの売払収入で、売却単価の増により、鉄が800万円、アルミが400万円を増額するものです。

3款2項2目物品売払収入は、183万4,000円の増額で、2トンダンプを51万4,340円で売却したものと、油圧ショベルを132万円で売却したものです。

続きまして、6ページをご覧ください。4款1項1目繰越金は、7,801万5,000円の増額で、令和3年度決算の結果によるものです。

5款2項1目雑入は、700万円の減額です。減額の理由は、ごみ処理量が減ったことにより、発電量が減少したことに伴う発電電力売払収入の減によるものです。

次に、歳出、7ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、921万9,000円の減額です。これは、総務課職員1人の減による人件費の減額です。

3款1項1目浄化センター管理費は、1,220万5,000円の増額です。

需用費1,700万円の増額は、光熱水費の電気料の増によるものです。委託料132万円の減額は、2件の契約執行残によるものです。工事請負費347万5,000円の減額は、7件の契約執行残によるものです。

8ページ、2目クリーンセンター管理費は、831万6,000円の増額です。

委託料881万円の増額は、5件の契約執行残による減額と、最後の行の可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料1,320万円の増額を差引した結果、増額となるものです。可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料の増額理由は、ロシアのウクライナ侵攻、急速な円安の進行などにより、燃料として使用しているコークス単価が上昇する見込みとなったためです。工事請負費33万円の減額は、2件の契約執行残によるものです。公課費16万4,000円の減額は、汚染負荷量賦課金で、負荷量が見込みを下回ったためです。

4目大東最終処分場管理費は、24万2,000円の減額で、工事請負費1件の契約執行残によるものです。

9ページをお願いします。2項1目温水プール管理費は、歳入で温水プール使用料を減額した関係で、補正額の財源内訳を記載しております。

10ページ以降は、給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書です。

なお、参考資料としまして、令和4年度補正予算の概要及び負担金明細表を配布させていただきました。

以上で、議案第3号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長（早川高光）



これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。議案第3号「令和4年度東部知多衛生組合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

ここでしばらく休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、休憩することに決定しました。

休憩します。なお、再開は午前10時30分といたします。

午前10時24分休憩

午前10時30分再開

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、議案第4号「令和5年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者(岡村秀人)

議案第4号「令和5年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものです。議案の第1条第1項にございますように、令和5年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,855万円とするものです。

各施設の年間を通して安定した運転管理を図り、効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査し、予算編成をしております。内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早川高光)

事務局長。

○事務局長(近藤恭史)

議案第4号「令和5年度東部知多衛生組合一般会計予算」の内容を説明させていただきます。

議案をご覧ください。第1条第1項に定める令和5年度当初予算の総額は、29億4,855万円です。令和4年度当初予算との比較では、2億8,187万円の増額、率にして10.6パーセントの増となります。

増額の主な理由は、衛生費の増額と、公債費でのマテリアルリサイクル推進施設建設事業及び余熱利用施設整備事業の令和元年度借入れ分の元金償還によるものです。

続きまして5ページ、歳入からご説明申し上げます。

1款1項1目負担金25億803万4,000円は、前年度比2億9,013万1,000円の増額です。この要因は、衛生費と公債費の増額によるものです。

次に、2款の中段、2目クリーンセンター使用料2億2,000万4,000円は、前年度比600万円の減額です。説明欄1行目クリーンセンター施設使用料2億2,000万円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみが2,000トン、事業系ごみが9,000トン、合計1万1,000トンと見込んでおります。

3目温水プール施設使用料は、1,594万6,000円。前年度比433万1,000円の増額です。令和5年度は、年間入場者数を大人3万8,480人、子供を1万7,760人と見込んでおります。

次に6ページをご覧ください。3款1項1目財産貸付収入513万7,000円は、霞野最終処分場跡地を駐車場用地として貸し付けることによる収入で、前年度と同額です。

2項1目生產品売払収入1,714万8,000円は、不燃ごみ処理施設から回収される鉄500トン、アルミ26トンの売払収入が主なものです。売却価格の上昇により、前年度比499万円の増額となっています。

次に、4款1項1目繰越金1,000万円は、前年度と同額です。

7ページをご覧ください。5款2項1目雑入1億7,207万7,000円は、前年度比1,152万5,000円の減額です。これは、説明欄の下から4行目の可燃ごみ処理施設発電電力売払収入の減額によるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。1款議会費49万9,000円は、前年度と同額です。主なものは12人分の議員報酬です。

2款総務費1項1目一般管理費5,848万3,000円は、前年度比1,142万円の減額です。総務課職員1人の減によるものです。

1節報酬6万4,000円は、前年度と同額です。2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員3人分の人件費です。7節報償費2万8,000円は、環境衛生週間ポスターの応募に係る優秀賞代です。

次に、9ページをご覧ください。12節委託料410万2,000円は、健康診断委託料を始め9件の委託料で、前年度比28万1,000円の増額です。組合ウェブサイトの再構築を予定しており、説明欄下から3件の委託料が新規のものになります。13節使用料及び賃借料143万4,000円の主なものは、ノートパソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料です。

10ページをご覧ください。18節負担金、補助及び交付金2,714万2,000円の主なものは、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金です。前年度比75万2,000円の減額、説明欄上から4番目、退職手当組合負担金の減額で、職員1人の減によるものです。

2項1目監査委員費11万8,000円は、前年度と同額です。

11ページをご覧ください。3款衛生費1項1目浄化センター管理費2億3,968万6,000円は、前年度比3,118万6,000円の増額です。増額の主な要因は、需用

費と委託料によるものです。

2節給料から4節共済費までは、浄化センター職員3人分の人件費です。10節需用費8,859万2,000円は、前年度比2,609万6,000円の増額です。増額の主な要因は光熱水費の電気料によるものです。消耗品費2,163万8,000円は、主に処理薬剤と機械部品の購入費です。光熱水費6,026万4,000円は、主に電気料です。修繕料654万4,000円は、機械設備及び車両の修繕です。

12ページをご覧ください。12節委託料5,415万7,000円は、し尿処理施設の点検などの委託料17件で、前年度比809万7,000円の増額です。増額の主な要因は、コンピュータシステム点検委託料及び浄化センター運転管理委託料の増額と、3年に1回実施する脱臭洗浄塔清掃委託料及びし尿処理施設精密機能検査委託料によるものです。14節工事請負費6,829万9,000円は、破碎機補修工事始め7件の工事請負費で、前年度比343万2,000円の減額です。

13ページをご覧ください。説明欄4行目の電気設備補修工事は増額となっていますが、前年度に実施した工事の完了により、全体では減額となっています。

2目クリーンセンター管理費15億7,705万1,000円は、前年度比2億1,346万3,000円の増額です。増額の主な要因は、委託料と工事請負費によるものです。

2節給料から、14ページの4節共済費までは、クリーンセンター職員5人分の人件費です。10節需用費4,659万5,000円は、前年度比270万円の減額です。消耗品費612万9,000円は、主に不燃ごみ処理施設の機械部品類によるものです。光熱水費3,486万円は主に電気料です。修繕料530万9,000円は、不燃ごみ処理施設の機械設備の修繕と4トンダンプ等の車両修繕です。

12節委託料14億1,389万3,000円は、前年度比1億5,511万9,000円の増額で、廃棄物埋立処分委託料始め25件の委託業務です。増額の主な要因は、可燃ごみ処理施設長期包括運營業務委託料で、ロシアのウクライナ侵攻や円安によるコークス等燃料費等の高騰による物価スライド上昇分です。また、不燃ごみ処理施設運転管理委託料の増額や、3年に1回実施する不燃ごみ処理施設精密機能検査委託料等も増額の要因です。15ページに移っていただいて、最後の行の計量ソフト変更委託料は、計量ソフトをインボイス対応に変更するものです。

16ページをご覧ください。14節工事請負費7,188万5,000円は、前年度比6,065万4,000円の増額です。増額の主な要因は、不燃ごみ供給コンベア補修工事等の新規工事によるものです。不燃ごみ供給コンベア補修工事は、コンベア用チェーン等の補修です。平成29年の爆発事故等により装置に損傷を受けたため大規模な補修が必要になったものです。

3目洲崎最終処分場管理費490万6,000円は、前年度比20万3,000円の増額です。増額の主な要因は、委託料によるものです。

4目大東最終処分場管理費1,521万9,000円は、前年度比99万5,000円の増額です。

10節需用費721万5,000円は、前年度比319万6,000円の増額です。増額の主な要因は、光熱水費の電気料と修繕料の増額によるものです。消耗品費82万円は、主に処理薬剤と機械部品の購入費です。光熱水費264万円は、電気料です。修繕料375万5,000円は、機械設備の簡易な修繕と油圧ショベルの修繕です。

17ページをご覧ください。12節委託料649万6,000円は、除草作業委託料始め8件の委託で、前年度比24万7,000円の増額です。14節工事請負費132万円は、前年度比244万2,000円の減額です。

2項1目温水プール管理費8,384万3,000円は、前年度比946万8,000円の増額で、電気料の増額によるものです。

1節報酬から5節を除いて、18ページ8節旅費までは、会計年度任用職員1人分の人件費です。10節需用費3,241万7,000円は、前年度比884万5,000円の増額で、プールの水質の管理に要する薬剤等の消耗品費と、電気・水道による光熱水費が主なものです。12節委託料3,973万9,000円は、前年度比27万5,000円の増額で、プール日常清掃委託料始め14件の委託です。13節使用料及び賃借料674万3,000円は、プール利用者の車両駐車場の用地借上料と下水道使用料です。14節工事請負費189万円は前年度と同額です。

20ページをご覧ください。4款公債費1項1目元金9億4,271万5,000円は、前年度比3,909万9,000円の増額です。

マテリアルリサイクル推進施設建設事業及び余熱利用施設整備事業の令和元年度借入れ分の元金償還が始まったことによるものです。

2目利子1,603万円は、前年度比112万4,000円の減額です。最終処分場建設事業債始め4件の利子の償還金です。

5款予備費1,000万円は、前年度と同額です。

なお、21ページ以降は、給与費明細書、債務負担行為支出予定額に関する調書及び地方債残高調書となっておりますので、お目通しをお願いします。

また、参考資料といたしまして、令和5年度当初予算の概要と市町負担金明細表などを配付いたしました。

以上で、議案第4号「令和5年度東部知多衛生組合一般会計予算」の説明を終わります。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。議案第4号「令和5年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

先ほど休憩中、小山昌子議員をはじめ4名から、議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」が提出されました。

ここで議事日程変更の議会運営委員会を開催するため、休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、休憩することに決定しました。  
休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時54分再開

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本日の議事日程につきましては、当初配布いたしました日程により進めてまいりましたが、日程の変更がありましたので、ただいま配布しました議事日程に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま配布しました議事日程のとおり変更することに決定しました。

日程追加、議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。2番小山昌子議員。

○2番議員（小山昌子）

それでは、議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を説明いたします。議案、関係参考資料をご覧ください。

本議案は、議員提出議案として、個人情報の保護に関する法律の対象外となる議会における個人情報に関する事項について定めるものです。

内容といたしましては、本則は6章立ての構成で、第1章は「総則」、第2章は「個人情報等の取扱い」、第3章は「登録簿及び個人情報ファイル」、第4章は「開示、訂正及び利用停止」、第5章は「雑則」、第6章は「罰則」について、それぞれ規定しています。

なお、附則において、第1項では施行期日、第2項では東部知多衛生組合情報公開条例の一部改正、第3項では東部知多衛生組合情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正について、規定しています。

施行期日は、令和5年4月1日とするものです。

以上で、議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（早川高光）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

5番郷右近修議員。

○5番議員（郷右近修）

反対の討論をします。

この条例案は先ほど議決された議案第1号に関わって、その適用がされない議会の個人情報保護に関する条例として提案されています。

議案第1号で反対した趣旨はこの組合議会の個人情報についても同様に考えています。

組合そのものと切り離されて議会単独の条例を制定することから、2021年の法改定の趣旨と異なる「本来の個人情報を保護する条例」にするべきですが、区分を分けているだけでその趣旨は議案第1号と同様であることから反対するものです。

○議長（早川高光）

賛成の討論はありませんか。

6番月岡修一議員。

○6番議員（月岡修一）

賛成の立場から討論させていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、直接適用されることとなりましたが、議会は共通ルールの適用対象から除外されています。

地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、地方自治の適正な運営を期することとされている議会の情報が対象外となっていることについては、監視する側として不十分であり、議会自らも条例を制定する必要があると考えます。

全国市議会議長会が地方自治体の議会に対して条例制定を求めたことは当然のことであり、今後デジタル社会の進展により、議会の情報もデジタル化が進んでいくなか、東部知多衛生組合議会としても条例を制定し、議会の情報を適正に管理していくことが必要です。

この条例を制定することが議会に係る個人情報の適切な管理につながるものとして賛成の討論といたします。

○議長（早川高光）

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議員提出議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手多数です。よって、議員提出議案第1号「東部知多衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ここで、管理者から閉会の挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和5年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出しました案件につきまして、全てお認めいただき厚くお礼を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことと共に、ご健康でお過ごしくださるようお願い申し上げます。

げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（早川高光）

これをもちまして、令和5年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会します。

（閉会）





この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

早 川 高 光

3 番議員

鷹 羽 琴 美

1 1 番議員

石 川 英 治